

平成30年度第1回 本庄市交通政策協議会 次第

日 時：平成30年5月23日（水）
午後2時30分～（午後4時終了予定）
場 所：本庄市役所（6階）大会議室

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 挨拶

4. 顧問及び監査委員の選任

5. 協議事項等

（1）会議録の作成について

6. 報 告 事 項

（1）利用状況の推移

報告事項

7. 議 事

（1）平成29年度 事業報告及び歳入歳出決算について

資料1

（2）平成30年度 事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について

資料2

（3）平成31年度 生活交通確保維持改善計画（案）について

資料3

（4）交通政策における計画の評価・検証について

資料4

8. その他

（1）デマンド交通・シャトル便に対する意見等について（事務局）

参考資料

9. 閉 会

平成30年度本庄市交通政策協議会委員名簿

第3条関係	選出区分	職 名	氏 名
1号委員	本庄市長又はその指名する者	本庄市副市長	今井 和也
2号委員	一般乗合旅客自動車運送事業者 一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体	朝日自動車(株) 常務取締役	栗原 夏樹
		国際十王交通(株) 伊勢崎営業所 所長	佐藤 政明
		一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事	鶴岡 洋
3号委員	一般貸切旅客自動車運送事業者	本庄観光(株) 代表取締役	山田 三二
		武蔵観光(株) 総務部長	家内 知宣
4号委員	一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体	本庄地区タクシー協議会 会長	神宮 つぐよ
		一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 専務理事	高原 昭
5号委員	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	朝日自動車労働組合 執行委員長	小川 幸一
6号委員	住民又は利用者の代表	本庄市自治会連合会 理事	飯塚 庸雄
		本庄市老人クラブ連合会 会長	須藤 成光
		本庄商工会議所 専務理事代行 事務局長	田中 一成
		児玉商工会 会長	江原 貞治
		本庄市身体障害者福祉会 会長	種村 朋文
7号委員	本庄警察署長又はその指名する者	本庄警察署交通課 課長	菊地 祥一
8号委員	児玉警察署長又はその指名する者	児玉警察署交通課 課長	堀口 晴幸
9号委員	国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者	埼玉県企画財政部交通政策課 主幹	柳 政男
10号委員	関東運輸局埼玉運輸支局長 又はその指名する者	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官	岡安 和幸
11号委員	国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者	国土交通省関東地方整備局建政部 都市調整官	佐藤 匡
12号委員	道路管理者(国道)	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所 所長	大儀 健一
	道路管理者(県道)	埼玉県本庄県土整備事務所 道路部 部長	小沼 進
13号委員	学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者	早稲田大学 名誉教授	浅野 光行
		本庄市議会 議員	粂田 平一郎

○本庄市交通政策協議会設置要綱

平成24年1月20日

告示第17号の2

改正 平成28年5月31日告示第200号

(設置)

第1条 市内の交通の実態について調査及び研究を行い、本市の交通政策のあり方を協議することにより、住民の利便性及び生活環境の向上に寄与するため、本庄市交通政策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、市内の公共交通のあり方についての協議を行うため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議を兼ねるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 総合的な交通政策の検討及び推進に必要と認められる事項に関すること。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号）第2条第1項第1号に規定する生活交通確保維持改善計画（以下「生活交通確保維持改善計画」という。）の策定及び変更に係る協議に関すること。
- (3) 生活交通確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施の調整に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な交通手段の態様及び運賃、料金等の検討に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第3条 協議会は、委員24人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (3) 一般貸切旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 本庄警察署長又はその指名する者
- (8) 児玉警察署長又はその指名する者
- (9) 国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者
- (10) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (11) 国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者
- (12) 道路管理者
- (13) 学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱、又は任命した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職)

第5条 協議会に会長及び顧問を1人ずつ置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 会長 第3条第2項第1号の者

(2) 顧問 第3条第2項第13号の者のうちから会長が選任するもの

2 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

3 顧問は、協議会における協議事項に対し、指導又は助言を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、非公開とする。

(協議結果の尊重義務)

第7条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、補助金、交付金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 協議会に監査委員を2人置き、会長が指名する委員をもって充てる。

2 監査委員は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

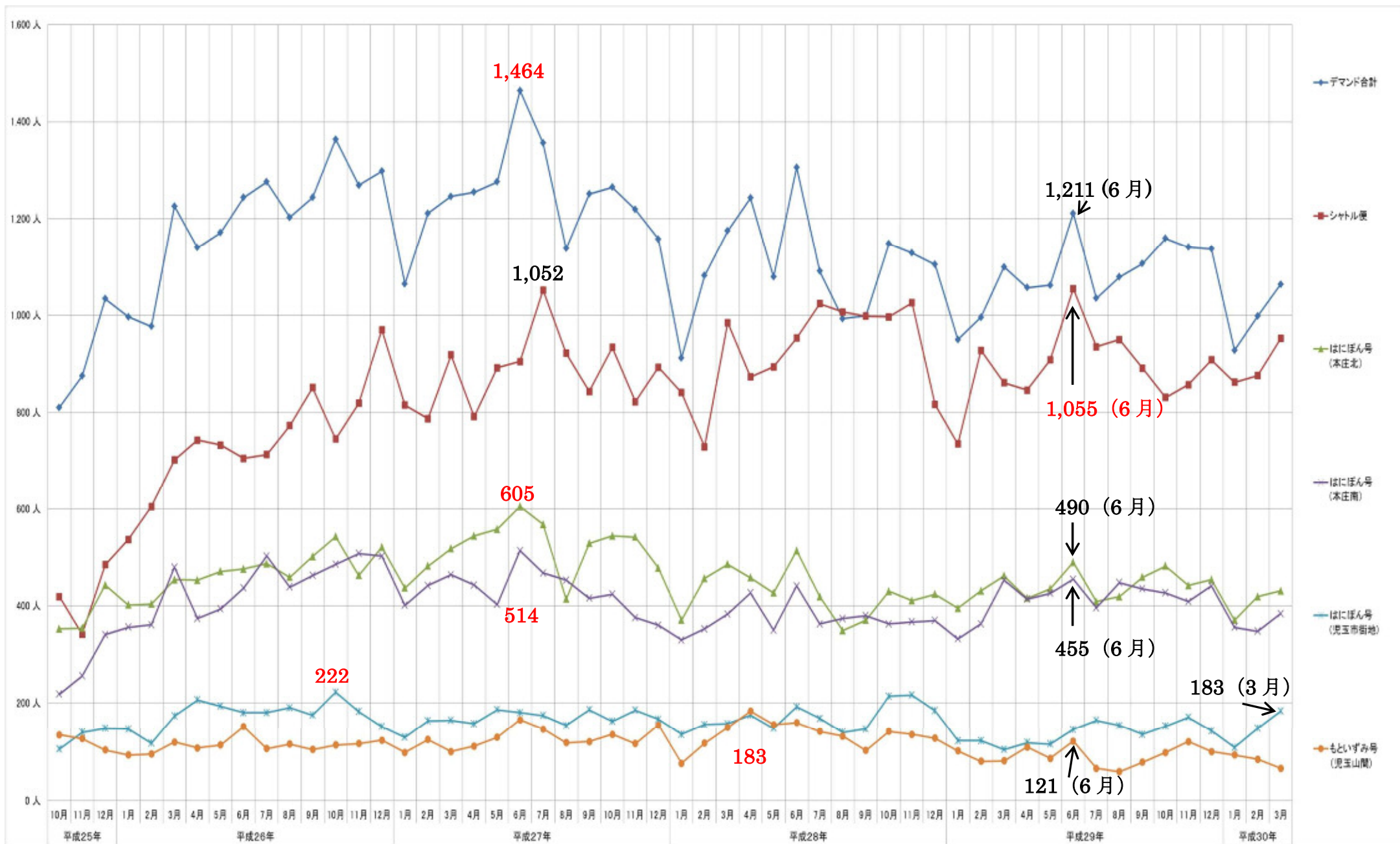
附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年5月31日告示第200号）この告示は、公示の日から施行する。

デマンド交通（はにぼん号・もといずみ号）・シャトル便 利用状況

報告事項



デマンド交通・シャトル便 利用者数

①デマンド交通(はにぽん号・もといずみ号) 利用者数

		平成29年								平成30年			合計	参考 (H28年度)	前年比	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月				3月
運行日数		24日	24日	26日	25日	26日	24日	25日	24日	23日	23日	23日	26日	293日	293日	
はにぽん号 (本庄北)	月 間	416	435	490	409	419	459	482	442	454	371	419	431	5,227	5,091	2.7%
	1日平均	17.3	18.1	18.8	16.4	16.1	19.1	19.3	18.4	19.7	16.1	18.2	16.6	17.8	17.4	2.5%
はにぽん号 (本庄南)	月 間	414	426	455	396	448	435	427	409	441	356	348	384	4,939	4,583	7.8%
	1日平均	17.3	17.8	17.5	15.8	17.2	18.1	17.1	17.0	19.2	15.5	15.1	14.8	16.9	15.6	8.1%
はにぽん号 (児玉市街地)	月 間	118	115	145	164	153	135	152	170	142	108	147	183	1,732	1,929	-10.2%
	1日平均	4.9	4.8	5.6	6.6	5.9	5.6	6.1	7.1	6.2	4.7	6.4	7.0	5.9	6.6	-10.4%
もといずみ号 (児玉山間)	月 間	109	86	121	66	59	78	98	120	100	93	84	66	1,080	1,536	-29.7%
	1日平均	4.5	3.6	4.7	2.6	2.3	3.3	3.9	5.0	4.3	4.0	3.7	2.5	3.7	5.2	-29.1%
市内合計	月 間	1,057	1,062	1,211	1,035	1,079	1,107	1,159	1,141	1,137	928	998	1,064	12,978	13,139	-1.2%
	1日平均	44.0	44.3	46.6	41.4	41.5	46.1	46.4	47.5	49.4	40.3	43.4	40.9	44.3	44.8	-1.1%

(単位:人)

②シャトル便(はにぽんシャトル) 利用者数

		平成29年								平成30年			合計	参考 (H27年度)	前年比	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月				3月
運行日数		30日	31日	30日	31日	31日	30日	31日	30日	31日	31日	28日	31日	365日	365日	
シャトル便	月 間	846	908	1,055	935	950	891	831	857	908	862	876	952	10,871	11,112	-2.2%
	1日平均	28.2	29.3	35.2	30.2	30.6	29.7	26.8	28.6	29.3	27.8	31.3	30.7	29.8	30.4	-2.0%

(単位:人)

平成 29 年度 本庄市交通政策協議会 事業報告

平成 29 年	5 月 24 日 (水) 本庄市役所 大会議室	○平成 29 年度第 1 回 本庄市交通政策協議会 <u>協議事項</u> ・傍聴定員の制定及び会議録の作成について <u>報告事項</u> ・利用状況の推移 ・デマンド交通における予約方法の変更について <u>議 事</u> ・平成 28 年度 事業報告及び歳入歳出決算について ・平成 29 年度 事業計画 (案) 及び歳入歳出予算 (案) について ・平成 30 年度 生活交通確保維持改善計画 (案) について ・交通政策における中期的検討課題について
	11 月 1 日 (水) ～30 日 (木)	○はにぼん号・もといずみ号 & はにぼんシャトル 懸賞クイズ →市の広報誌上で P R を兼ねたクイズを実施。正解者のうち 10 名に記念品 (回数乗車券) を贈呈。 ・応募人数：25 人 (男性 7 人、女性 18 人) * 不正解者なし ・応募方法：ハガキ 15 人、電子メール 10 人 ・年 齢：最年長 83 歳、最年少 3 歳
	11 月 21 日 (火)	○はにぼん号・もといずみ号利用者説明会 (児玉町太駄中自治会にて開催) ・参加者数：16 人
平成 30 年	1 月 15 日 (火)	○平成 29 年度第 2 回本庄市交通政策協議会 (書面協議) <u>協議事項</u> ・平成 29 年度 生活交通確保維持改善計画事業評価について
	3 月 1 日 (金)	○「はにぼん号・もといずみ号利用ガイド」発行
	3 月～5 月上旬	○シャトル便利用者アンケートの実施 回収件数：143 件 ○はにぼん号・もといずみ号利用者アンケートの実施 回収件数：実施中

平成29年度 本庄市交通政策協議会 歳入歳出決算報告

1 歳入

単位：円

款	項	目	予算額	収入済額	比較	説明
1 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	0	
2 交付金	1 交付金	1 交付金	182,000	182,000	0	本庄市交付金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1,000	0	▲ 1,000	預金利子
合 計			183,000	182,000	▲ 1,000	

2 歳出

単位：円

款	項	目	予算額	支出済額	不用額	説明
1 事務費	1 会議費	1 会議費	83,000	27,070	55,930	・旅費
	2 事務費	1 事務費	100,000	63,782	36,218	・需用費 ・役務費
合 計			183,000	90,852	92,148	

収入済額	182,000
支出済額	90,852
差引残額	91,148
市への返戻額	91,148
差引残高	0

会 計 監 査 報 告

平成29年度 本庄市交通政策協議会
歳入歳出決算について、関係諸帳簿及び
証拠書類に基づき監査を実施したところ、
計数的に正確であり、内容も適正であることを認めます。

平成30年 5月 2/日

監査委員 林 昌 司 

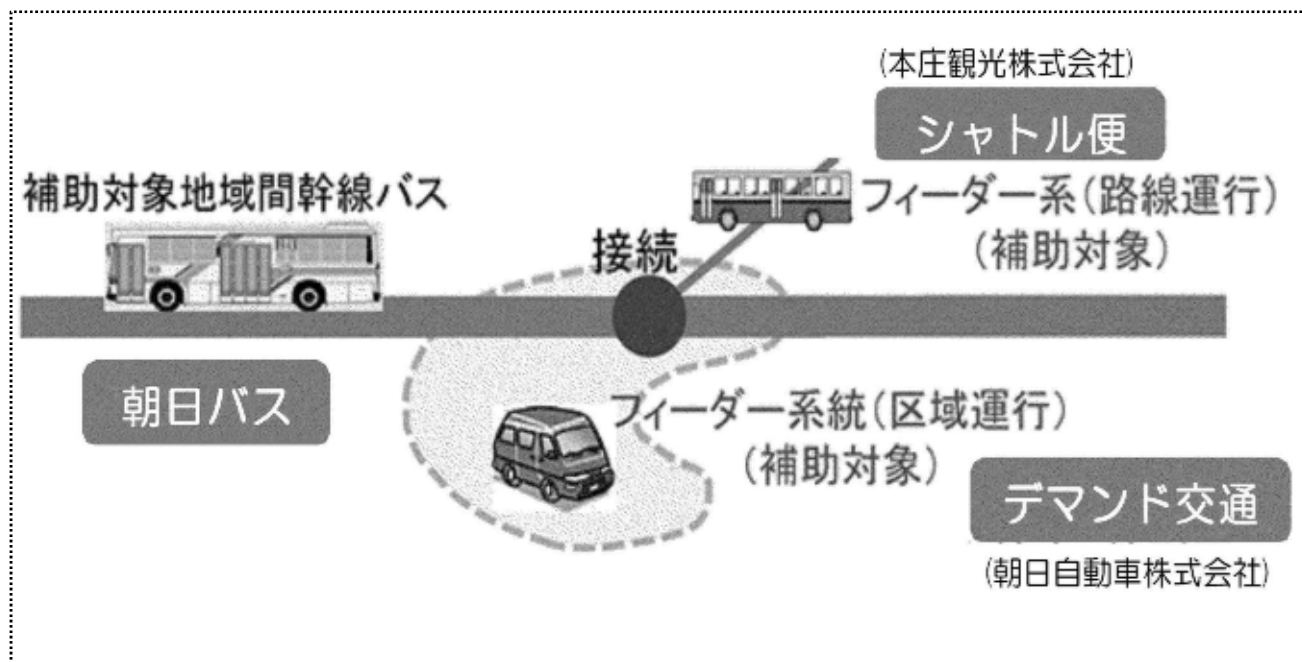
監査委員 田 中 一 成 

平成 30 年度 本庄市交通政策協議会 事業計画（案）

1. 生活交通確保維持改善計画の策定及び事業評価

○地域内フィーダー計画（デマンド交通、シャトル便／下図参照）の策定。

【対象期間：平成 31～33 年度】 ⇒ 本日の議事（3）



*フィーダーバス…幹線バスに接続して支線の役割をもって運行されるバス

○平成 30 年度計画【運行期間：平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日、現在運行中の計画】の事業評価の実施。

○本庄市総合交通計画の評価・検証の実施。

2. 運行方法等の改善・見直しの実施

⇒本日の議事（4）

3. 協議会スケジュール

○平成 30 年 5 月 23 日(平成 30 年度第 1 回協議会、本日開催)

○平成 31 年 1 月上旬（平成 30 年度計画の事業評価や評価・検証の報告等を実施予定）

※. 上記スケジュールに限らず、必要に応じて開催します。

平成30年度 本庄市交通政策協議会 歳入歳出予算（案）

1 歳入

単位：千円

款	項	目	予算額	説明
1 補助金	1 補助金	1 補助金	0	
2 交付金	1 交付金	1 交付金	182	・ 本庄市交付金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1	・ 預金利子
合 計			183	

2 歳出

単位：千円

款	項	目	予算額	説明
1 事務費	1 会議費	1 会議費	83	・ 会議開催費用
	2 事務費	1 事務費	100	・ 事務用品購入 ・ 切手代 ・ P R 物品の購入
合 計			183	

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持改善計画を含む）（案）

平成 30 年 5 月 23 日

本庄市交通政策協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

平成 31 年度生活交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【目的】

本庄市総合交通計画に基づき、市内公共交通ネットワークを充実させることで交通不便地域を解消し、また、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保することを目的とし、地域公共交通確保維持改善事業に取り組む。

【必要性】

本市の市内公共交通ネットワークを充実させるためには、基軸となる路線バスに接続するフィーダー系統の運行が必要である。フィーダー系統の運行により、公共交通を乗り継ぐことで市内を快適に移動することが可能になる。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

①利用実績値の向上

	現 状 (H29.4～H30.3)		平成 31 年度目標値
本庄シャトル便	10,871 人／年 29.8 人／日 (365 日)	⇒	11,500 人／年 31.4 人／日 (366 日)
デマンド交通 (4 区域計)	12,978 人／年 44.3 人／日 (293 日)	⇒	15,000 人／年 51.1 人／日 (293 日)
地域間幹線系統※	386,419 人／年 (前年度比：0.05%減)	⇒	前年度対比で増加

※「本庄駅南口（宮本町車庫）～児玉折返し場」、「本庄駅南口～神泉総合支所」

②運行サービスに対する利用者満足度の向上

	現 状※		平成 31 年度目標値
本庄シャトル便	満 足：60.8 % 普 通：33.6 % 不満足：3.5 %	⇒	満 足：85%以上 不満足：現状維持
デマンド交通	満 足：85.2 % 普 通：14.8 % 不満足：0 %	⇒	満 足：現状維持 不満足：現状維持

※現状の数値は、平成 29 年度中に実施した利用者アンケート調査の結果に拠る。

※本庄シャトル便の利用者アンケート調査では、満足度を問う項目において未回答者あり。

※網掛けは昨年度の数値

(2) 事業の効果 デマンド交通の運行により、交通不便地域の解消が図れ、高齢者等の交通弱者の移動手段が確保される。また、既存路線バス、本庄シャトル便及びデマンド交通相互の乗り継ぎにより、公共交通での市内移動が快適に行えるネットワークが形成される。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
【事業】 ・鉄道や路線バスを含めた公共交通のネットワークが一目で分かるマップの作成を行う。 ・市内観光や市のイベント等の案内を盛り込んだ交通案内を SNS で発信する。 ・公共交通週間を設け、環境問題に対する意識を高める啓発活動等を行うとともに公共交通の利用促進を促す。 ・利用案内の多言語化を推進する。 【実施主体】 本庄市
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表 1 のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
本庄市から運行事業者への補助金については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
・本庄観光株式会社 ・朝日自動車株式会社
7. 補助を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法
<u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
※補助対象事業者が協議会ではないので記載せず
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
<u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

9. 別表 1 の補助対象事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
10. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
別添の表 5 のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※車両を取得しないので記載せず。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※車両を取得しないので記載せず。
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※車両を取得しないので記載せず。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※車両を取得しないので記載せず。
15. 協議会の開催状況と主な議論
・平成 25 年 2 月、協議会において「本庄市総合交通計画」について合意。 ・平成 25 年 4 月、協議会において運賃制度、乗降ポイント設置基準、デマンド交通運行区域、本庄シャトル便路線について合意。

- ・平成 25 年 6 月、協議会において生活交通ネットワーク計画を承認。
- ・平成 26 年 5 月、協議会において生活交通ネットワーク計画を承認。
- ・平成 26 年 10 月、協議会において実証運行期間（平成 25 年 10 月から 1 年間）の検証を実施し、本格運行に移行。
- ・平成 27 年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。
- ・平成 28 年 6 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。
- ・平成 29 年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。
（平成 24 年 3 月から平成 29 年 5 月までに、協議会を計 19 回開催。）

16. 利用者等の意見の反映状況

- (1) 市民意識調査／平成 24 年 9 月実施
 - ・目的に応じた利用需要（潜在需要を含む）、意向などを統計的に集計
- (2) インタビュー調査／平成 24 年 9 月 5・6 日に実施
 - ・駅改札前、バス停で市の交通に係る意見を聴取
- (3) 本庄市総合交通計画案のパブリックコメント／平成 25 年 1 月 21 日～2 月 20 日実施
 - ・提出された意見：6 件（1 人）
- (4) 本庄市総合交通計画案の市民説明会／平成 25 年 2 月 9 日実施
 - ・2 会場（児玉公民館、中央公民館）で実施
 - ・児玉公民館：参加 41 人、中央公民館：参加 56 人

⇒(1)～(4) 本庄市総合交通計画の策定に反映。
- (5) アンケート調査の実施／平成 26 年 7 月～8 月に実施
 - ①市民アンケート：郵送により実施
 - ②利用者アンケート：インタビュー形式により実施

⇒実証運行期間（平成 25 年 10 月から 1 年間）の検証を行い、改善の取組みに反映。
- (6) シャトル便 利用者アンケート調査/平成 28 年 3 月実施
- (7) デマンド交通 利用者アンケート調査/平成 28 年 11 月実施

⇒今後の運行に反映。
- (8) シャトル便 利用者アンケート調査/平成 29 年 3 月実施

⇒今後の運行に反映。

17. 協議会メンバーの構成

構成員	構成員名称
本庄市長又はその指名する者	本庄市副市長
一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者	朝日自動車（株）、国際十王交通（株）、（一社）埼玉県バス協会
一般貸切旅客自動車運送事業者	本庄観光（株）、武蔵観光（株）
一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者	本庄地区タクシー協議会、（一社）埼玉県乗用自動車協会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	朝日自動車労働組合
住民又は利用者の代表	本庄市自治会連合会、本庄市老人クラブ連合会、本庄商工会議所、児玉商工会、本庄市身体障害者福祉会
本庄警察署長又はその指名する者	本庄警察署交通課
児玉警察署長又はその指名する者	児玉警察署交通課
国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者	埼玉県企画財政部交通政策課
国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局埼玉運輸支局
国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者	関東地方整備局建政部都市整備課
道路管理者	関東地方整備局大宮国道事務所、埼玉県本庄県土整備事務所道路部
学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者	早稲田大学名誉教授、本庄市議会議員

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
埼玉県 (本庄市)	本庄観光(株)	(1) 本庄シャトル便	本庄駅		本庄 早稲田駅	往 3.0 km 復 3.0 km	365日	4927.5回		乗合バス型	①	停留所相互の近接、 乗り継ぎ割引の設定	③
	朝日自動車(株)	(2) 本庄北地域デマンド		本庄市		往 km 復 km	290日	2,523回		デマンド型	①	停留所相互の近接、 乗り継ぎ割引の設定	③
	朝日自動車(株)	(3) 本庄南地域デマンド		本庄市		往 km 復 km	290日	2,320回		デマンド型	①	停留所相互の近接、 乗り継ぎ割引の設定	③
	朝日自動車(株)	(4) 児玉市街地デマンド		本庄市		往 km 復 km	290日	2,560回		デマンド型	①	停留所相互の近接、 乗り継ぎ割引の設定	③
	朝日自動車(株)	(5) 児玉山間地域デマンド		本庄市		往 km 復 km	290日	2,900回		デマンド型	①	停留所相互の近接、 乗り継ぎ割引の設定	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表 1 添付図面(説明)

デマンド交通営業区域 … 本庄市域

デマンド交通運用地域

本庄北地域	地域①、地域b及び <u>地域bに近接する公共施設</u> (「保健センター」、「市民文化会館」)に設置する乗降ポイント間を運行する。
本庄南地域	地域②、地域a及び <u>地域aに近接する公共施設</u> (「市役所」、「湯かっこ」)に設置する乗降ポイント間を運行する。
児玉市街地	地域③に設置する乗降ポイント間を運行する。 ただし、1日1往復に限り、「児玉総合支所」、「湯かっこ」に設置する乗降ポイント間を運行する。
児玉山間地域	県道秩父児玉線の「いろは橋折返し場」に設置する乗降ポイントを起点、「児玉総合支所」に設置する乗降ポイントを終点として同県道を往復することを基本とし、地域④に設置する乗降ポイントと同県道沿いに設置する乗降ポイント、地域cに設置する乗降ポイント及び <u>地域cに近接する公共施設</u> (「セルディ」、「エコーピア」)、 <u>商業施設、医療施設</u> に設置する乗降ポイント間を運行する。

地域① … JR高崎線以北の地域

地域② … JR高崎線以南の本庄地域

地域③ … 児玉地域のうち児玉町元田、稲沢、河内、太駄下、太駄中、太駄上を除く地域

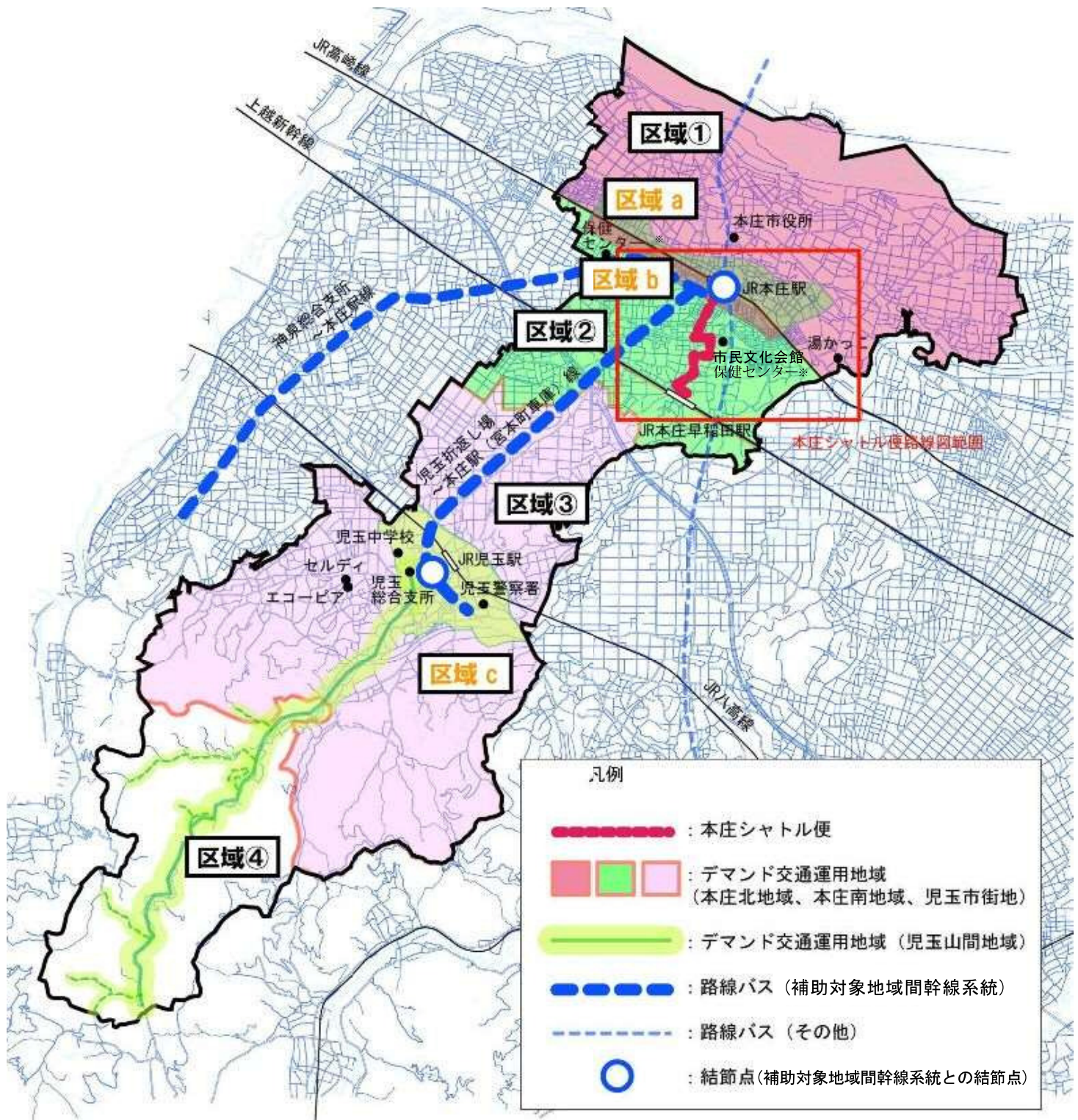
地域④ … 児玉町元田、稲沢、河内、太駄下、太駄中、太駄上

地域a … 南をJR高崎線、北を県道勅使河原本庄線(旧中山道)、西を蛭子塚通り線、東を国道17号と県道藤岡本庄線(南大通り線)で囲まれる地域

地域b … 北をJR高崎線、南を二本松通り線、西を蛭子塚通り線、東を県道藤岡本庄線(南大通り線)で囲まれる地域

地域c … 国道254号以南の児玉町児玉、八幡山、吉田林

表 1 添付図面



※平成29年度第一回本庄市交通政策協議会開催後の
平成29年6月26日（月）に市民文化会館横に移転

表 1 添付図面

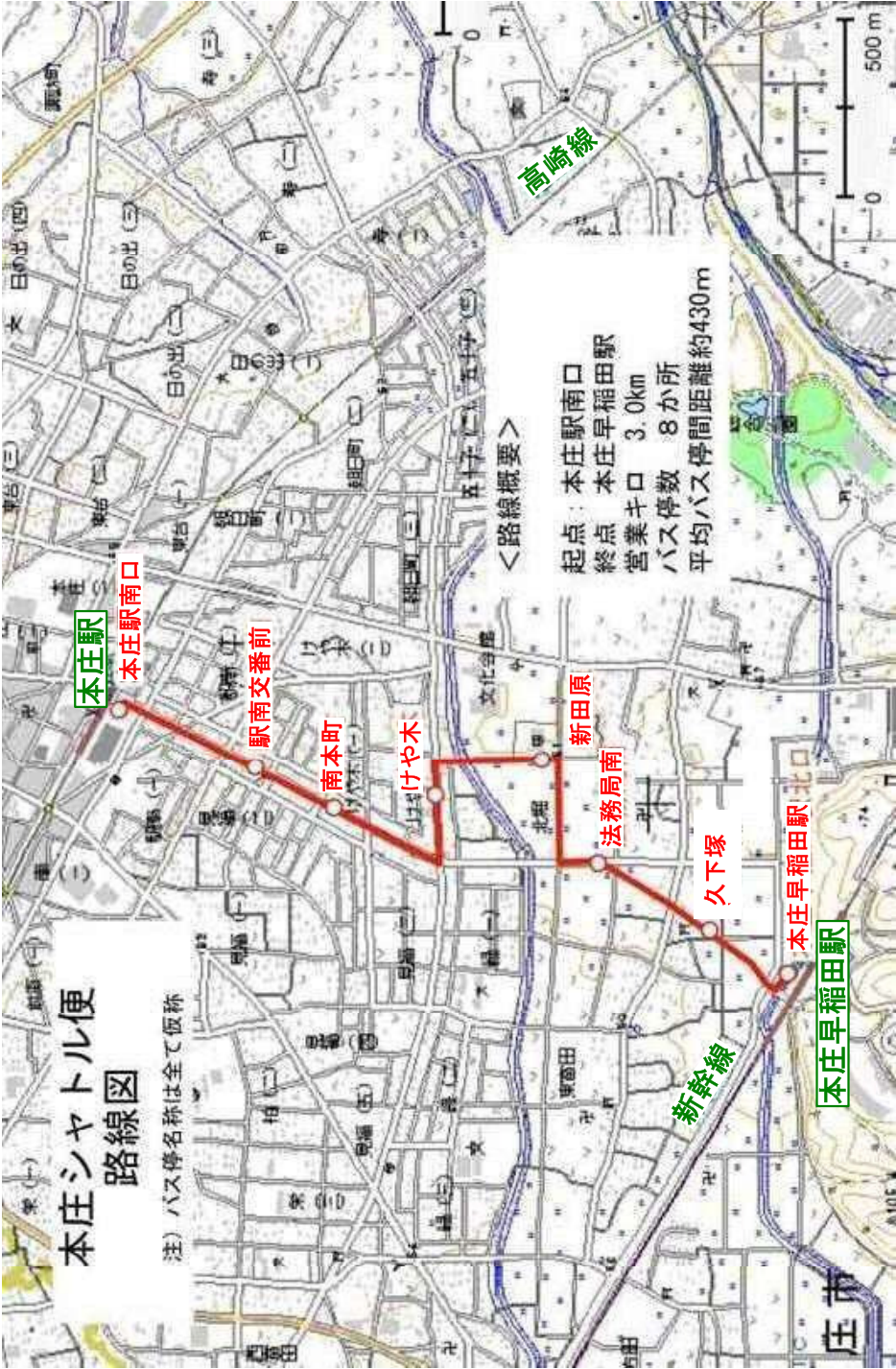


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	本庄市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	35,289
交通不便地域	760

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
760	本泉地区	山村振興法

国庫補助上限額の算定

対 象 人 口	算定式	国庫補助上限額
35,289	$35,289 \times 120円 \times 0.6 + 200万円$	4,540千円

(1)記載要領

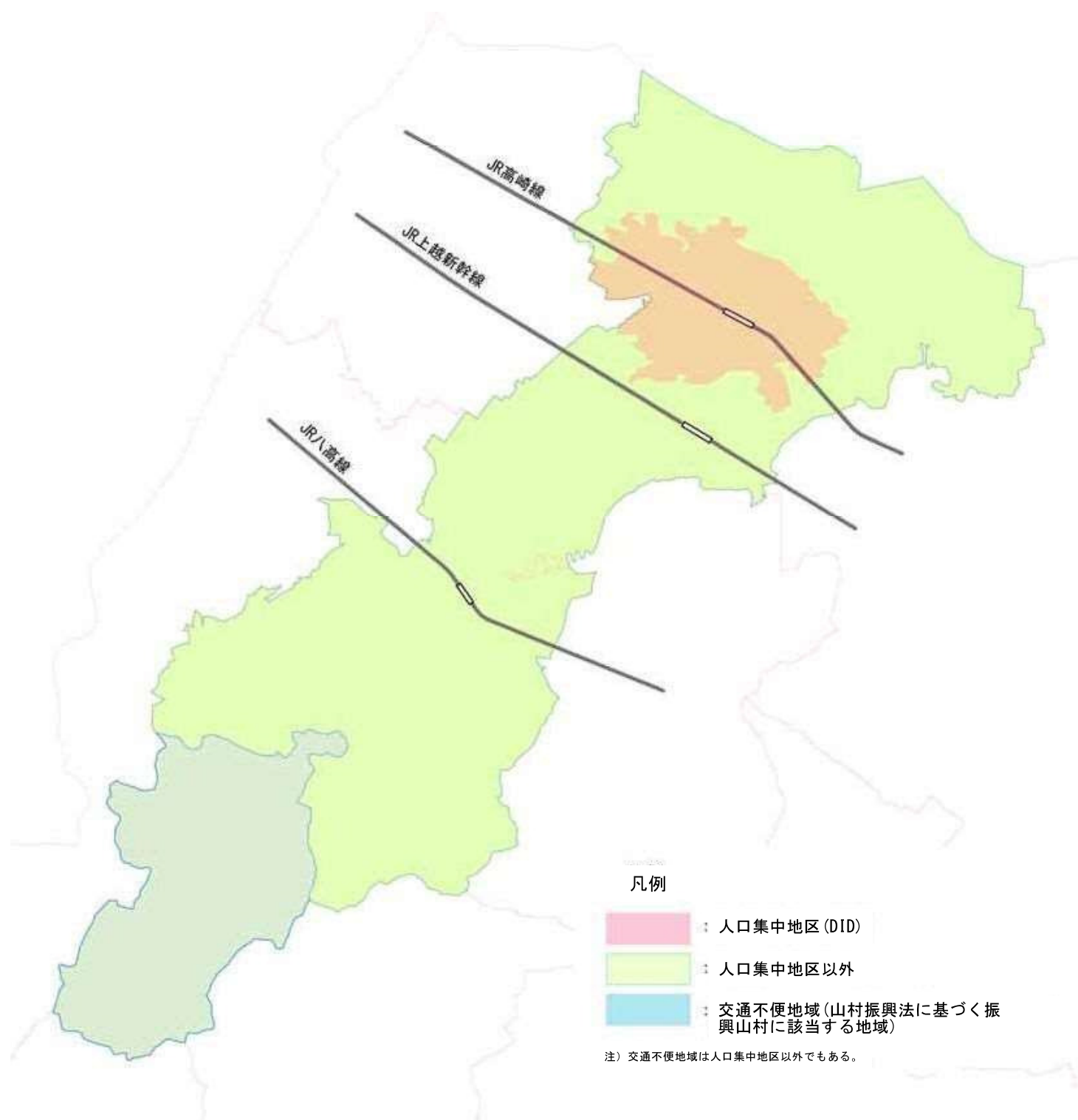
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表5 添付図面

人口集中地区、人口集中地区以外、交通不便地域の状況



本庄市の交通政策における計画の評価・検証について

1. 提案理由

平成25年10月、循環バスに替わりデマンド交通の市内全域への導入、駅間を結ぶシャトル便の導入という、公共交通の抜本的改正を実施しました。平成25年3月に策定した本庄市総合交通計画の中で、10年先を目標年次と設定し、運行から5年後、10年後には事業の評価検証を行い、必要な見直しを行うこととしています。

これまで、個々の課題に対して改善は行っておりますが、近年の本庄早稲田駅周辺における市街地の形成により、市内の人口の増減傾向や交通環境の変化等も生じております。

上記計画の策定後5年が経過したことや平成30年3月に立地適正化計画が策定されたことから、本庄市総合交通計画の評価・検証を今年度に行い、現状の把握を行って参ります。

評価・検証の結果については次回の協議会で報告を予定しておりますが、中期的な検討課題についてご議論いただければと存じます。

2. 検討課題

①. 路線バスのあり方について

- ・在来線及び新幹線駅間における各事業者間との各種ダイヤの調整
- ・在来線及び新幹線駅間における輸送力の強化（既存路線バスの延伸など）
- ・はにぼんシャトルと路線バスの今後のあり方
- ・朝晩等における利用者ニーズを踏まえた運行頻度の改善

②. デマンド交通のあり方について

- ・利用者の満足度向上に向けた取組み
- ・区域内外の運行の広域化、乗り継ぎ方法の検討
- ・デマンド制度の周知

③. 公共交通の利便性の向上、輸送力増強の必要性について

- ・デマンド交通の利用頻度の高い停留所間の定期路線化
- ・駅前広場等の運用改善、時刻表の共通化・IT化
- ・市内外等と地域交通網の形成

④. その他

- ・路線バス、観光バス、タクシー等、各交通手段の事業者間の役割
- ・高速バス等の乗り入れ

※上記以外でも、検討も要すると思われる課題がございましたらご提案ください。

デマンド交通・シャトル便に対する意見等について

(1) 高齢者の運転免許証返納に関する問い合わせの増加

○高齢者による交通事故の報道が多くなされたため、免許証の返納を考える高齢者の方から市内の公共交通に関する問い合わせが増加している。

(2) 輸送力の強化の要望

○希望の日時で予約が取れないことがあるので、デマンド車両を増車して欲しいという要望がある。

○団体で利用したいので、もっと多くの人数が乗車できる車両にして欲しいという声があがっている。

○日曜、祝日も運行して欲しいという要望がある。

○運行時間を延長して欲しいという要望がある。

(3) 工業団地への定時運行の要望

○通勤が困難な障がい者の方への雇用機会を広げるため、企業より工業団地への始業・終業時刻に合わせた定時運行を求める意見がでている。

(4) 区域内外の運行の広域化への要望

○デマンドの乗降地域の区分を無くして欲しいという意見がでている。

○児玉地域で、児玉市街地と児玉山間のキワの付近に共通を設け、乗り継ぎができるようにして欲しいという意見が出ている。

○本庄地域と児玉地域のキワの付近に共通を設け、乗り継ぎができるようにして欲しいという意見が出ている。

(5) 近隣自治体との公共交通の相互乗り入れの要望

○資料「市内公共交通の概要」のとおり、本庄市は北東から南西にかけて細長い地形をしており、近隣自治体へ移動をするためには、各駅まで一度出ていかなければならないので、公共交通が自治体の境界線を超えて走らせて欲しいという声も上がっている。

意見等に対する今後の取り組み方について

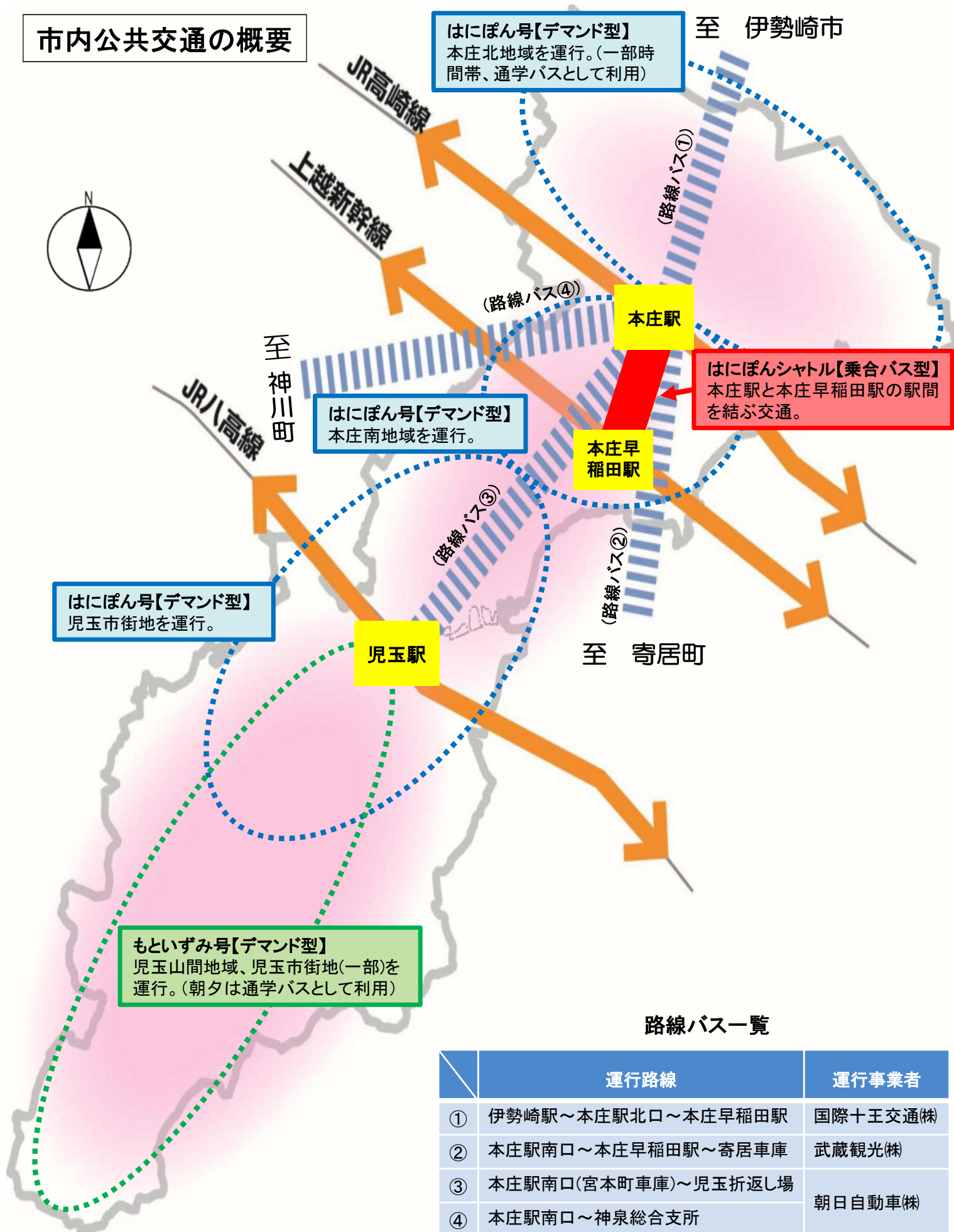
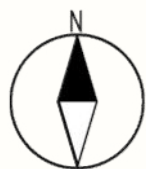
・高齢者や障がい者の方たちに対する対応等は公共交通を所管する企画課のみならず各関係課や関係機関とも調整を図り取り組んでいきたい。

- ・日曜、祝日の運行や運行時間の延長について、意識調査などを行い、需要を把握しつつ、関係者と協議しながら検討していきたい。

- ・各区域間の接続について、意識調査などを行い、関係者と協議しながら検討していきたい。

- ・相互乗り入れも含め、近隣自治体と足並みを揃えて児玉郡市地域の公共交通に関する課題を解決していくため、意見交換できる場を設けていきたいと考えている。

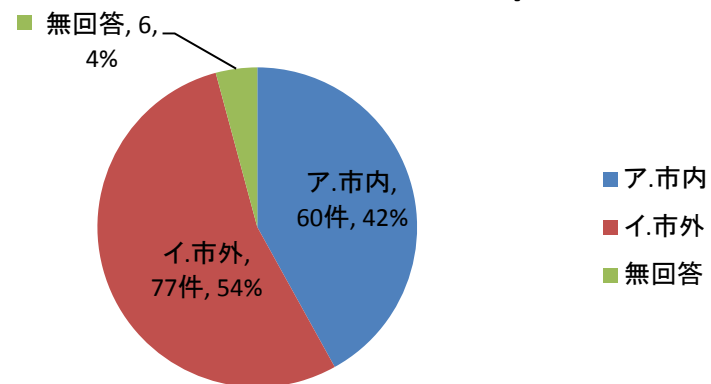
市内公共交通の概要



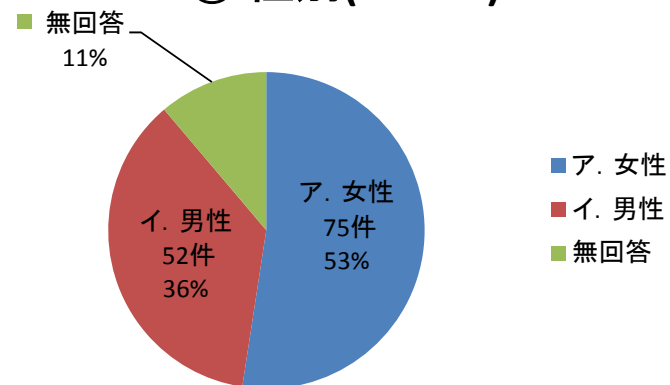
路線バス一覧

	運行路線	運行事業者
①	伊勢崎駅～本庄駅北口～本庄早稲田駅	国際十王交通(株)
②	本庄駅南口～本庄早稲田駅～寄居車庫	武蔵観光(株)
③	本庄駅南口(宮本町車庫)～児玉折返し場	朝日自動車(株)
④	本庄駅南口～神泉総合支所	

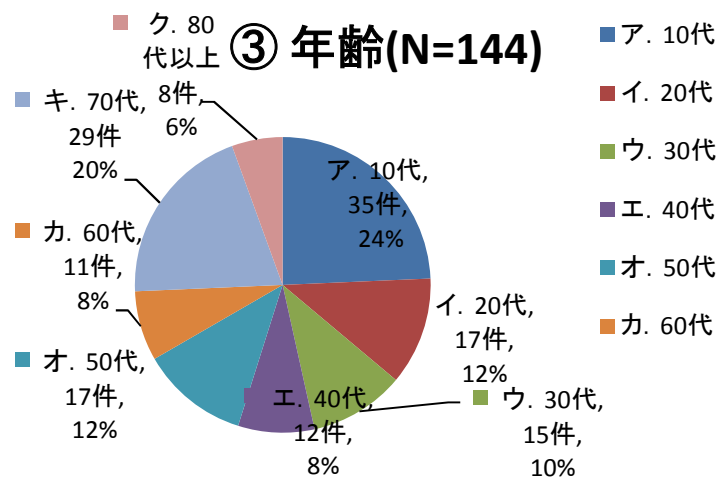
① 住まい (N=143)



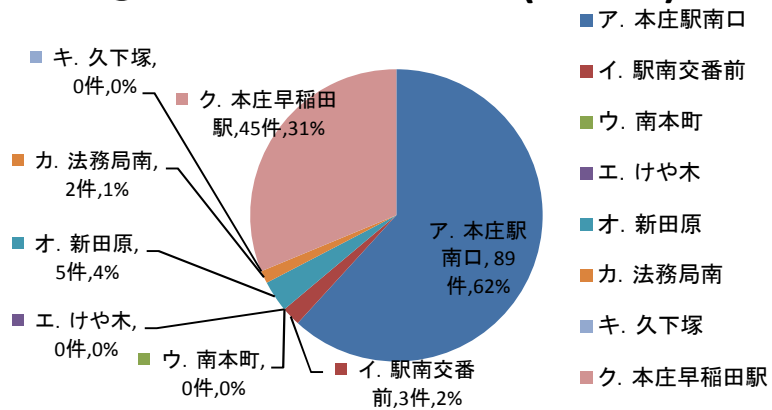
② 性別(N=143)



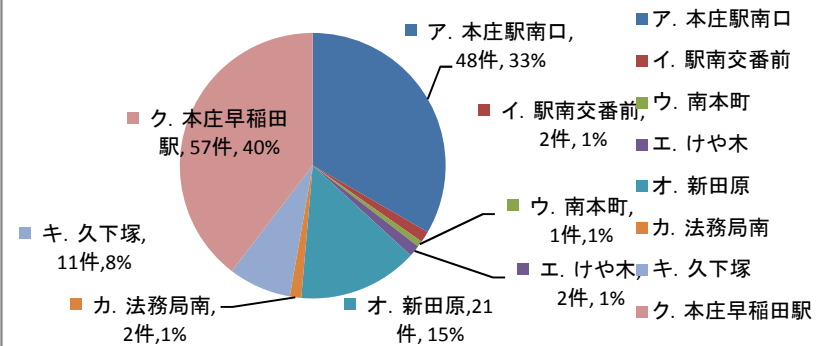
③ 年齢(N=144)



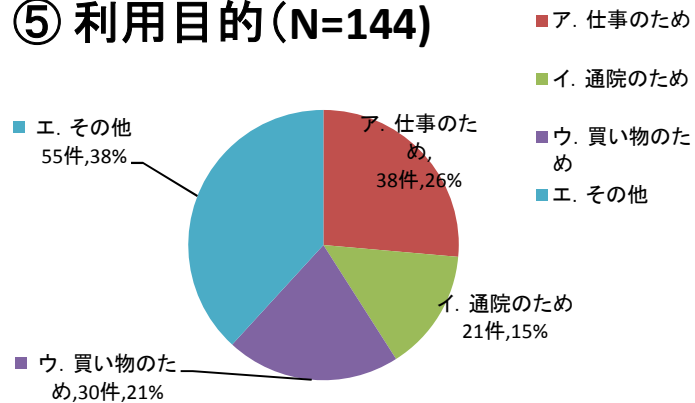
④-1.乗車した停留所(N=144)



④-2. 降りる停留所(N=144)



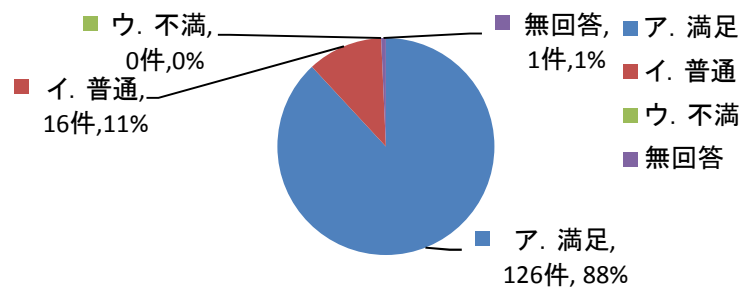
⑤ 利用目的(N=144)



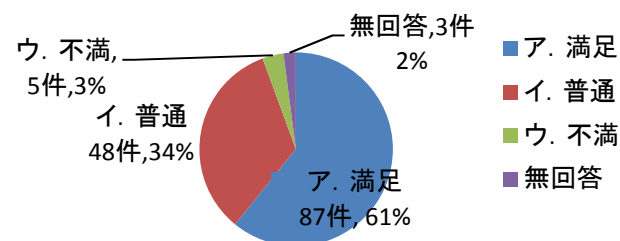
⑤ 利用目的のその他(N=55)



⑥運転士の対応に対する満足度



⑦運行時間や運行区域などの使い勝手に対する満足度



⑧不満点、ご意見等（全22件）

- ・本数を増やしてほしい・・・8件
- ・利便性が高い・・・2件
- ・新幹線の時刻表に合わせてほしい・・・1件
- ・運転士等への感謝の言葉・・・9件
- ・バス内での定期券の販売の要望・・・1件